

令和4年10月24日

保護者の皆様へ

四万十市教育委員会
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染症に関する各種対応のお願いについて

新型コロナウイルス感染症対策を巡る状況につきましては、感染状況の変化や全数届出の見直し等に伴い、9月下旬から現在にかけて大きく変化しています。つきましては、保護者の皆様に、下記3点について対応をお願いしますので、内容をお目通し頂き、該当する状況が生じた際は、適切な対応へのご協力をお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者とされた場合等の報告の協力と、同居家族に発熱等風邪の症状がみられる者の出席停止取扱の終了について

本県の感染症対応の目安は10月6日に「警戒（オレンジ）」から「注意（黄色）」に引き下げられましたので、本年度当初よりお願いしておりました、

(1) 児童生徒や保護者を含め同居の家族がPCR検査を受けた場合や、児童生徒が濃厚接触者として保健所から連絡を受けた場合は、すぐに学校にご連絡いただきますようお願いいたします。

(2) 「同居の家族に、未診断の発熱等の風邪の症状がみられる方がいる場合」については、その家庭の児童・生徒は出席停止の対応となりますので、該当する場合は学校へ必ず連絡いただきますようお願いいたします。

の2点のお願いのうち、(2)の取り扱いは終了します。

なお、他人に感染させる、又は自分が感染するリスクがあると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、別途出席停止とすることができますので、該当する場合は在籍する学校にご相談ください。

一方、学校現場における感染拡大を防ぐためには、感染発生の可能性が生じた段階から、早期に適切な処置を行うことが大切であることから、(1)の取り扱いにつきましては継続します。この取り扱いに基づきご報告を受けた内容は、個人情報として慎重に取り扱いますので、本取り扱いの趣旨をご理解いただき、報告についてご協力いただきますよう、引き続きよろしくお願いいたします。

2 新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直しに係る児童・生徒への対応について (児童・生徒が新型コロナウイルス感染症になった場合の対応)

9月26日からの全国一律の全数届出の見直しに伴い、保健所による療養期間等の指示が行われる対象は、重症化リスクが高い患者の方（65歳以上、基礎疾患等がある者、入院を要する者、妊婦）のみとなりました。

そのため、重症化リスクが低く症状が軽い児童生徒等への出席停止期間の決定については、以下のとおりとなります。

新型コロナウイルス感染症と診断された児童生徒、または、薬事承認を受けた抗原定性検査キットを用いた検査で陽性となった児童生徒については、学校内での感染拡大を防ぐために、学校への発症日や療養期間等についての連絡や自宅での療養についてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(1) 新型コロナウイルス感染症患者の出席停止期間の決定について

医療機関を受診し、 新型コロナウイルス感染症と診断 された場合	医師から指示があった期間、出席停止。(※1)
症状の有無にかかわらず、自ら薬事承認を受けた抗原定性検査キットで検査をし、 陽性が判明 した場合	<p>医療機関、または、陽性者診断センター（オンライン診療）を受診を希望する場合は、医師の診断を受ける。医師から指示があった期間、出席停止。(※1)</p> <p>医療機関受診を希望しない、あるいは受診できない場合には、学校長の判断により出席停止とし、出席停止期間は7日間とする（発症日を0日目とし、翌日から数えて7日間）。(※2)</p> <p>ただし無症状の場合で、薬事承認された抗原定性検査キットで5日目に陰性を確認した場合には、期間は5日間とする。</p>

※1 医師から新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、療養期間を医師に確認し、必ず学校へご連絡いただきますようお願いいたします。

※2 薬事承認を受けた抗原定性検査キットを使用した検査で陽性となった場合、発症日や検査日等について、必ず学校へご連絡いただきますようお願いいたします。

(2) 陽性者フォローアップセンターについて

重症化リスクが低く症状が軽い方が陽性となった場合には、右のQRコードから「陽性者フォローアップセンター」に自ら登録することで、病状等について医師や看護師からアドバイスや指示(受診の必要性や医療機関の紹介等)を受けることができます。



(3) 学校が判断する場合の療養期間等の考え方

○ 有症状患者の場合

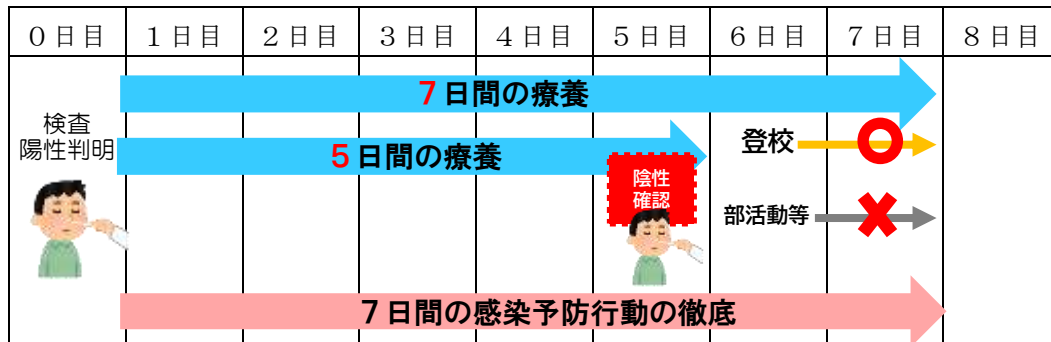
検査日に関わらず、発症日を0日目とし、翌日から数えて7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から療養が解除となります。ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、原則自宅と学校の往復のみとし、検温の実施、リスクの高い場所の利用や会食、公共交通機関の利用を避ける等の感染予防行動の徹底をお願いします。



○ 無症状患者の場合

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養が解除となります。加えて、5日目の薬事承認された抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除が可能とされました。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、原則自宅と学校の往復のみとし、検温の実施、リスクの高い場所の利用や会食、公共交通機関の利用を避ける等の感染予防行動の徹底をお願いします。

5日目に薬事承認された抗原定性検査キットで検査を行い登校する場合には、陰性確認ができていることを管理職へ連絡をお願いします。



3 同居家族に新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合の取扱いについて (児童・生徒の濃厚接触者に相当する場合の対応)

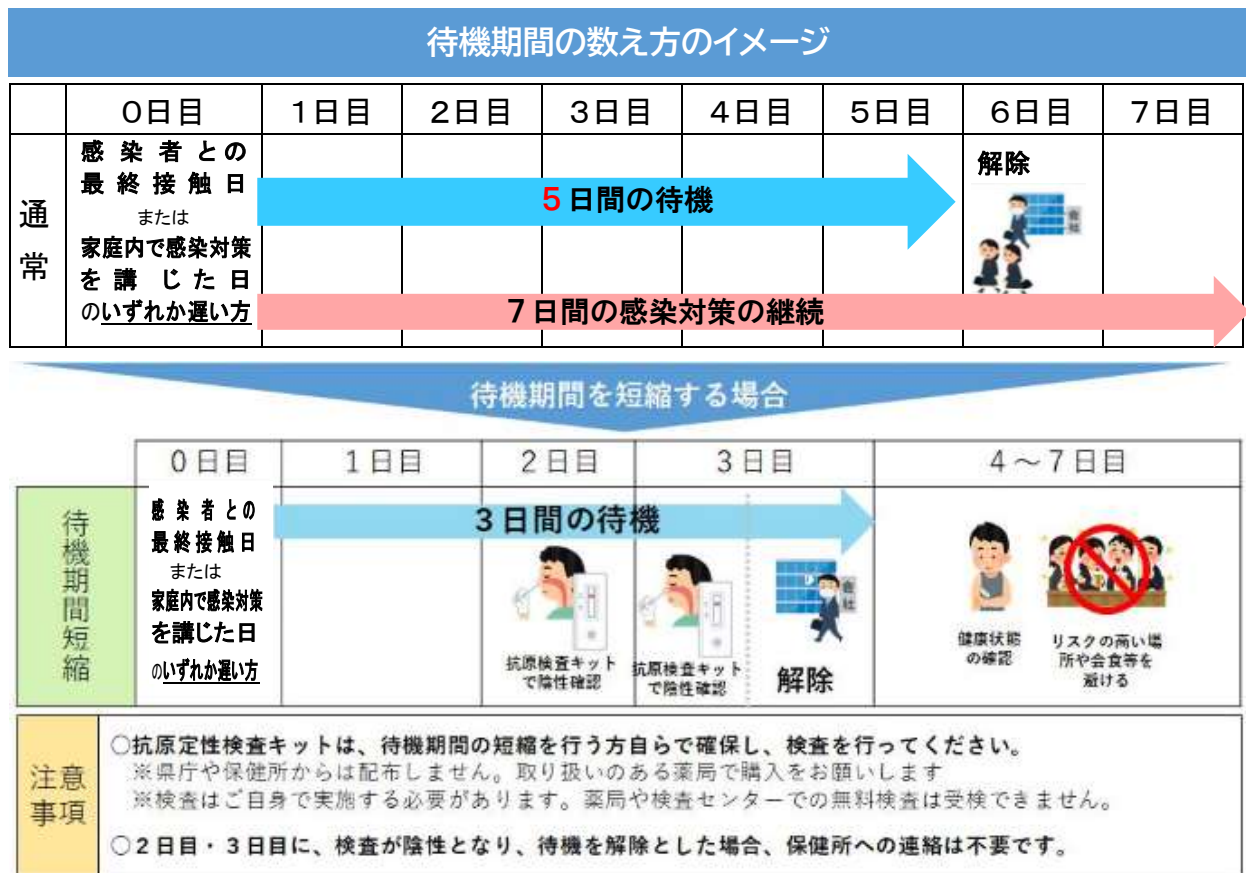
全国一律の全数届出の見直しに伴い、保健所による療養期間等の指示が行われる対象は、重症化リスクが高い患者の方（65歳以上、基礎疾患等がある者、入院を要する者、妊婦）のみとなります。

そのため、重症化リスクが低く症状が軽い同居家族が新型コロナウイルス感染症と診断さ

れた場合、これまで行われていた保健所による同居家族の濃厚接触者の特定が行われなくなりました。しかし、これまでどおり、陽性者と同居する家族は、一律に自宅待機の対象となります。

つきましては、同居されている方が陽性となった生徒(児童)については、学校内での感染拡大を防ぐために、待機期間等について学校までご連絡をいただきますよう、ご理解とご協力をよろしく願います。

○参考)待機期間の数は以下のとおりです。



出典・参考:高知県庁ホームページ(健康政策部健康対策課)より

○家庭でのご協力をお願い

- 患者との最終接触日から7日間が経過するまでの間、以下の感染対策へのご協力をお願いします。

校内での過ごし方について	学校外での活動について
<ul style="list-style-type: none"> 校内でのマスクを外す活動は控える。 昼食時など飲食時の会話は控える。 部活動には参加しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 校外で行う教育活動には参加しない。 部活動における公式戦への参加や練習試合、合同練習には参加しない。